

京都市告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第2項及び第4項の規定により、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月9日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
医療法人光樹会	地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援	相談支援事業所 しばふあーれ 2630381156	京都市中京区御 幸町通竹屋町上 る毘沙門町55 7-2ACT- Kビル3F	平成30年10月 31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)